

大阪弁護士会会長 殿

氏 名 印

（修習期 第73期）

### 会館負担金会費 分納の延納 申請書

私は、大阪弁護士会各種会費規程第3条の2第2項に基づき、大阪弁護士会入会申請時に納付する会館負担金会費400,000円について、下記の方法により分納の延納をいたしたく申請いたします。

記

[分納の延納方法]

会館負担金会費40万円について、入会日を基準に1年以内に金10万円を、同2年後までに金10万円を、同3年後までに金10万円を、同4年後までに金10万円をそれぞれ納付いたします。

なお、退会時までには、退会時において必要となる残高について納付いたします。

---

分納の延納を希望される方は、入会申込書とともに本書をご提出ください。

大阪弁護士会会長